

飯塚市監査委員告示第 11 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市長より定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 2 年 5 月 14 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 城 丸 秀 高

- 1 措置を講じた部署 市民環境部（医療保険課、環境整備課、環境対策課）
- 2 措置状況の内容 別紙のとおり

## 定期監査の結果に基づく検討改善事項の措置状況

## 医療保険課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p><b>1 国民健康保険給付費の返還請求事務について</b></p> <p>本市の国民健康保険資格喪失後、本市の国民健康保険被保険者証を使用し、医療機関等を受診したものの（以下「受診者」という。）については、本市が医療機関等に支払った給付費について、民法第 703 条による不当利得として、返還を求める事務が発生する。</p> <p>返還を求める事務を行う場合、まず、資格喪失後の受診者の把握を行うためのリストを作成し、リストに基づき医療機関に連絡を行い、レセプト返戻の依頼を行っている。医療機関にレセプト返戻の同意が得られたものについては、医療機関へレセプトを返戻し、正規の保険者へ医療機関より請求が行われることとなる。レセプトの返戻の同意がなされなかったものについては、医療保険課より受診者へ返還金請求を行うこととなっている。なお、受診者は本市へ返還金を納付した後、正規の保険者へ療養費の請求をすることにより医療費の払い戻しを受けることができる。</p> <p>毎月行うべき上記の事務について確認したところ、返還請求にかかる事務が滞っていた。担当者に事情聴取を行ったところ、「リスト作成及び医療機関との調整を行うなど煩雑な事務であり、時間に余裕ができた時に行う予定であった。」との回答であった。</p> <p>今回、監査が実施されるにあたり、過年度分を含め処理を行っているが、国民健康保険については、受益者が負担する財源等をもって当該事業運営が維持されるものであり、返還請求事務を怠ることは、市民の信頼を失墜させることとなりかねず、また、返還金を請求される者、されない者とが生じていることについては、公平性を欠くことに繋がっているため、早急な対策を講じられたい。</p> <p>今後は、業務が滞りなく遂行されているか確認ができるよう、組織内でのチェック体制の見直しを行い、一連の手法をマニュアル化するなど、適切な事務処理が行われるよう早急に対処すること。</p>	<p>本件につきましては、指摘を頂いた時点より、早急に事務を進めており、他職員のサポートや事務補助を行う臨時職員の活用も含めた体制により、過年度分の処理を行いつつ、毎月の事務処理も滞らないようにしてまいります。</p> <p>また、毎月の事務の進捗具合を管理監督職が確認するとともに、事務引継の際にも問題なく活用できるマニュアルの整備にも早急に取り組み、適切な事業運営に努めてまいります。</p>

## 2 債権管理について（局長指摘事項）

### (1) 国民健康保険給付費返還金

調定は、調定額が確定した時点で速やかに作成するものであるが、不当利得による国民健康保険給付費の返還額が確定したものについて調定が行われておらず、収納されたものについてのみ事後に調定する方法により行われていた。また、現年度において収入未済となったものについては、翌年度の調定額に繰り越すこととなっているものの平成 29 年度のものについて、手続きが行われていなかった。

さらに、債権管理台帳が未整備となっているなど、返還金における債権管理においても正しく行われていなかった。

今後は、速やかに調定を行うとともに、飯塚市債権管理条例等に基づき徴収事務を怠ることなく、適切な債権管理を行うこと。

### (2) 医療費返納金

医療保険課においては、障がい者医療、ひとり親家庭医療及び子ども医療の助成を行っており、そのうち受給者が受給資格を喪失した後に医療費の助成を行った場合については過払いが発生するため、受給者に対して過払いとなった医療費の返還を求めている。

請求にかかる事務処理について確認したところ、分納誓約者に対する納付書の未発送、滞納者に対する督促及び催告の未実施、時効が成立した債権に関する債権放棄手続きの未処理が見受けられたうえ、これまでににおける交渉の経緯等を記録した債権管理台帳等の未整備など、未納者にかかる債権管理が不適切なものとなっていた。

速やかに、飯塚市債権管理条例に基づき、債権の回収に取り組むとともに、時効が成立したものについては債権放棄の手続きを行うこと。

また、債権管理台帳等及び医療費返還請求事務にかかるマニュアルを整備することにより、今後事務の進行管理が担当者の変更により途絶えることのないようにすること。

(1) 調定の作成につきましては、収納の有無に関わらず、金額の確定したものについては速やかに実施するなど、適正な時期・処理方法に基づく事務に是正いたします。

また、債券管理台帳の整備についても、飯塚市債権管理条例等に基づく徴収事務を実施するために、他業務における徴収事務の手法を学びつつ、適切な債権管理を行います。

(2) 未処理の事務処理について早急に実施するとともに、今後は、飯塚市債権管理条例に基づく適正な事務処理（徴収事務）を実施するために、他業務における徴収事務の手法を学びつつ、適切な債権管理に向けた事務及びマニュアル作成を行います。

## 3 第三者行為による被害にかかる求償事務について

第三者行為による損害賠償請求権は、国民健康保険法第 64 条第 1 項の規定に基づき、交通事故その他の第三者行為によって生じた負傷等で、被保険者が診療を受けた場合、保険者は保険給付した金額について、被保険者に代わり、その第三者に対して損害賠償を請求する権利であり、この請求権の取得行為は、保険給付の適正な執行及び医療費適正化に取り組むための重要な事務の一つである。

医療保険課においては、骨折、打撲などの傷病名

業務の進捗状況の確認及び繁忙期と重なる場合は、課内職員で応援体制を図るとともに、未回答者に対する対策も講じることとしております。

今後は、事務遅滞を招くことが無いような業務体制の維持ならびに業務の進捗管理を行います。

<p>及び救急搬送の状況等から、第三者行為によるものであると疑義がある対象者を毎月抽出し、該当の有無について対象者へ文書にて照会、該当する場合は対象者から被害届を提出させている。</p> <p>事務処理の状況を確認したところ、第三者行為にかかる該当の照会事務を、令和元年8月から12月まで行っておらず、令和2年1月にまとめて行っていることが確認された。</p> <p>また、令和元年7月までに行った照会分について、未回答者に対する追跡調査を実施していなかった。</p> <p>今後未回答者に対する対策を講じるとともに、事務の遅延及び求償漏れの生じることのないよう、スケジュールおよび事務の進捗管理を徹底し、迅速かつ適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p><b>4 文書事務について（局長指摘事項）</b></p> <p><b>(1) 決定通知書における公印の省略について</b></p> <p>文書管理規程第3条4号によれば、対外的に発送する文書は施行文書として定義されている。</p> <p>また、同規程第42条第1項によれば、「施行文書には、飯塚市公印規則(平成18年飯塚市規則第12号)に定めるところにより、公印を押印しなければならない。ただし、次の各号に掲げるものは、公印の押印を省略することができる。</p> <p>(1) 事務報告、照会、回答その他法的効果に関係のないもの</p> <p>(2) 軽易な事案に関するもの</p> <p>(3) あいさつ文及び書簡文その他公印の押印になじまないもの</p> <p>(4) 電子文書(電子公印を使用する場合を除く。)」と規定されている。</p> <p>申請者等に対し発送する、療養費支給申請に対する却下通知及び高額療養費貸付決定通知について、公印を省略し発送しているが、療養の給付について決定を行っているものであり、公印の省略を可とできる文書として該当するものではないと思料する。</p> <p>なお、医療保険課において発送される通知文書には公印を省略したものが多く見受けられる。公印を省略することが妥当であるかどうか再度確認し、通知対象者が多数で、公印を押印することにより事務の増加が見込まれる場合は、電子公印の使用を検討するなど事務処理の効率化を図りたい。</p>	<p>(1)文書管理規程に則り、公印を押印するように手順を改めて、適正な事務処理を行います。</p> <p>ご指摘の「療養費支給申請に対する却下通知及び高額療養費貸付決定通知」については、公印を押印するように手順を改めました。</p> <p>なお、公印省略で作成されたその他の文書につきましても、その妥当性を適宜見直し、必要に応じて適切な事務処理に改めてまいります。</p>

<p><b>(2) 契印の押印について</b></p> <p>文書管理規程第 42 条第 2 項によれば、「2 公印を押印する施行文書は、決裁文書に基づいて発せられたことを証するため、当該決裁文書と契印しなければならない。(略)」としている。</p> <p>医療保険課において、公印を押印した施行文書の発行処理において、契印を押印していないものが見受けられた。</p> <p>今後、規定に基づき、適切に処理すること。</p>	<p>(2) ご指摘の「契印の押印」につきましては、文書管理規程に基づく適正な処理について、改めて関係職員に対して、指導・周知徹底を実施しました。</p> <p>今後は、施行文書の確認及び指導の徹底により、適切に処理してまいります。</p>
<p><b>5 消せるボールペンの使用について</b></p> <p>申請者等からの提出書類（療養費申請書、請求書、委任状、返納金納付誓約書）において、消せるボールペンを使用したものが確認された。</p> <p>温度変化により、記載した文字が消える可能性があるため、提出時において確認すること。</p> <p>また、申請書及び請求書等の記入において、消せるボールペンを使用できない旨を通知に記載するなど、今後、再発防止に努めること。</p>	<p>ご指摘の「消せるボールペンの使用」につきましては、申請書等提出時の確認について、改めて関係職員に対して、指導・周知徹底を実施しました。</p> <p>また、申請書等に「消せるボールペンの使用不可」を記載することにつきましては、早急に対策を検討してまいります。</p>

### 環境整備課【局長指摘事項】

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
<p><b>1 旅行命令決裁について</b></p> <p>飯塚市事務決裁規程別表第 1 によれば、「(15) 部次長、課長及び所属職員の県外の旅行命令に関すること。」は、部長専決事項と規定されているものの、公用車を利用した県外旅行命令において、決裁権限のない課長が決裁を行っていた。</p> <p>早急に決裁を取り直すとともに、今後は同規程を遵守し、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>旅行命令決裁については、直ちに決裁の取り直しを行いました。</p> <p>今後は決裁権限を確認し、適切な事務処理を行うように徹底いたします。</p>

## 環境対策課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p><b>1 飯塚市ごみ集積器具設置補助金について</b></p> <p>飯塚市ごみ集積器具設置補助金交付要綱第4条によれば、「補助金の額は、ごみ集積器具ごとの購入金額（消費税を除く。）に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、45,000円を超えるときは、45,000円を限度とする。）を合算する。」と規定されている。</p> <p>同補助金のうち、1,000円未満の端数を切り捨てずに交付決定を行い、補助金を支出しているものが確認された。</p> <p>この補助金については、前回の定期監査でも補助金額の算出の誤りを指摘していたが、令和元年度においても誤りが見受けられたため、今後は要綱を遵守し、管理監督者は確認を徹底すること。</p>	<p>ご指摘のあった、1,000円未満の端数を切り捨てずに交付決定を行い過交付となっているごみ集積器具設置補助金について、令和2年2月17日に申請者へ補助金額を変更する旨の通知と戻入納付書を交付し、令和2年2月21日に減額補助金分の戻入処理を完了しております。</p> <p>今後は使用している様式（Excel）において交付金額の算出誤りの際、エラー表示を行うよう事務改善を行い、交付金額の算出誤りがなくなるよう補助金交付事務を厳正に執行いたします。</p> <p>また管理監督者の確認を確実にいたします。</p>